



## 5月8日以降の感染症対応について

5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が、5類感染症に移行されました。それに伴って、同居家族に発熱等の体調不良者があっても登校を控えていただく必要はなくなりました。また、もし同居家族が陽性になったとしても、濃厚接触者の特定と行動制限も行われなくなりましたので、出席停止をして自宅待機していただく必要もなくなりました。これからは、保護者の判断で欠席する場合は、事故欠（用事や家庭の事情等での欠席）となります。

児童が新型コロナ陽性になった場合の出席簿上の扱いや、出席停止期間等について以下にまとめましたのでお知りおきください。

| 欠席理由   | 期間等  | 出席簿上の扱い  |
|--|--|--|
| 本人が新型コロナ陽性になった場合                                 | 発症日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで<br><br>※出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用が推奨される。 | 出席停止   |
| 本人に発熱等の風邪症状が見られる場合<br>※学校において予防すべき感染症と診断されていない場合 |  | 病欠   |
| 新型コロナウィルスワクチン接種のために、病院受診する場合                     |  | 事故欠  |
| 新型コロナウィルスワクチン接種後に、副反応症状が出ている場合                   |  | 病欠   |
| 感染が不安で欠席する場合                                     |  | 事故欠<br><br>※同居家族に基礎疾患があるなど合理的理由があると校長が認める場合は出席停止 |

ただし、同居家族に基礎疾患があるなど合理的理由があると校長が認める場合には、事故欠ではなく出席停止扱いにすることができますので、その場合は担任を通じて申し出てください。

## 学習の森を活用した学習について

本校の南には、学校所有の学習の森が広がっています。敷地内には、散策路や階段が整備され、森の中に入るとウグイスやコジュケイの鳴き声が聞こえてきたり、季節ごとに美しい草花を観察することができたり、「東に遠く 伊勢海ひかる」といった校歌で歌われている景色を眺めることができたりするなど、自然を身近に感じることでできる環境が整っています。「自然と地域を愛し、人間性豊かにたくましく生きる子どもの育成」とした本校の学校教育目標の達成のためには、なくてはならない森であり、1カ月に1回、第4土曜日に、PTAの方や地域の方、ボランティア団体「森林づくり三重」の方々の協力を得て環境整備を行っています。

更に安全を期すために、子どもたちが学習の森に入って学習を行う場合は、事前に予定帳や、通信、Home&Schoolなどで、長袖長ズボンを用意していただくよう連絡させていただいております。その際には、ご家庭でご準備いただき持たせていただくようお願いいたします。

